(表)

年 月 日

荒川区保健所長 殿

開設者住所 東京都荒川区荒川 丁目 番 号

マンション 号室

開設者氏名 荒川 太郎

電話番号 03( )

ファクシミリ番号 03( )

(法人にあっては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の職氏名)

## 歯科技工所開設届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

									пL								
1 名		称		歯科技工所													
2	2 開		場	所		凯区 話 0 3		1	丁目 )	番 ファクシ	号 ジリ番号	÷ o :	ピル 3 (		号 <b>室</b> )		
3	3 開設年月日							年	月	E	3						
	管	氏名	氏名			川太	郎										
4	理	住戶	住所			<b>京都荒</b> 話 0 3		荒川	<b>丁目</b>	番 <del>5</del> ファクシ	<mark>号</mark> だり番号		マンシ 3 (		)	号室	
	者		色許の種別、登録番 号及び登録年月日			別:	歯	科医師号	師 (歯	科技工士 年		3	日				
5																	
;	種別		氏 名			免許の登録番号及び 登録年月日				リモートワークを行う場合は、リモートワーク を行う場所及び連絡可能な電話番号							
	歯科医師 歯科技工士		荒川 太郎			第	Ę.	月	号日								
	歯科医師 歯科技工士 歯科医師 歯科技工士		荒川 花子			第 年	<u> </u>	月	号日	東京都マ	<b>区</b>	ب ر <sub>د</sub>		<mark>目</mark>	<b>=</b> =	<del>}</del>	
						第 年	月	]	号 日								
	歯科医師 歯科技工士					第年	月		号 日								
6	構造	ボーー   構造設備の概要 及び平面図(別添)				科技工所	f 面積	Ę	 ・ 着の詳細	m² は裏面の			<u></u>		階建		
#±z																	

## 備考

- 1 歯科医師及び歯科技工士は、免許証の写しを添付すること。
- 2 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)を添付すること。
- 3 敷地の平面図及び付近の見取図を添付すること。歯科技工室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。
- 4 この様式において「リモートワーク」とは、「2 開設場所」の記載欄に記載した場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務(切削加工、研磨等を行わない業務に限る。)を行うことをいう。
  - (注) 免許証については、本証を持参すること。

## 歯科技工所の構造設備

備えている設備及び器具等の前の の中にレを付すこと。

「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。

項目	歯科技工士法施行規則	状 態					
歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号						
「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり  ☑防音装置 ☑防火装置 ☑消火器 ☑照明設備 ☑空調設備  ☑給排水設備 ☑石膏トラップ ☑空気清浄機 ☑換気扇  ☑技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) ☑電気掃除機  ☑分別ダストボックス ☑防じん用マスク ☑模型整理棚 ☑書籍棚  ☑救急箱 ☑吸じん装置(室外排気が望ましい) ☑歯科技工用作業台  ☑材料保管棚(保管庫) ☑薬品保管庫							
歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器 具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実 施できる	第13条の2第2号	適 否					
手洗い設備を有している	第13条の2第3号	有·無					
常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第13条の2第4号	適・否					
安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10 ㎡ 以上の面積を有している	第13条の2第5号	適• 否					
照明及び換気が適切である	第13条の2第6号	適· 否					
床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第13条の2第7号	適否					
出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第13条の2第8号	適否					
防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第13条の2第9号	有無					
廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第13条の2第10号	有·無					
歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止 するのに必要な構造及び設備を有している	第 13 条の 2 第 11 号	有 無					
歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に 貯蔵するために必要な設備を有している	第 13 条の 2 第 12 号	有 無					
リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理の ための特段の措置を講じている	第 13 条の 2 第 13 号	適. 否					